



鳥取県公報

平成15年6月27日(金)
第7496号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	生活保護法による医療機関の指定(405)(福祉保健課).....	1
	生活保護法による医療機関の変更の届出(406)(＃).....	1
	生活保護法による診療所の廃止の届出(407)(＃).....	2
	生活保護法による介護機関の指定(408)(＃).....	2
	生活保護法による居宅介護事業の廃止の届出(409)(＃).....	2
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出(410)(経済交流課).....	3

告 示

鳥取県告示第405号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年6月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
米子ハートクリニック	米子市彦名町1480 - 3	平成15年6月1日
扇町中村歯科医院	鳥取市扇町34 - 1	平成15年5月6日
ドラッグストアエース調剤薬局	鳥取市古海590 - 1	平成15年4月1日
かりん薬局	西伯郡淀江町大字今津148 - 6	平成15年5月1日
みずとり薬局	米子市彦名町1457 - 1	平成15年6月1日
西伯町訪問看護ステーション	西伯郡西伯町大字倭397	平成15年4月1日

鳥取県告示第406号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から名称を変更した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年6月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	変 更 年 月 日
筏津医院	倉吉市堺町2 - 239	平成15年3月24日

鳥取県告示第407号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年6月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
扇町中村歯科医院	鳥取市扇町3 - 2	平成15年4月30日

鳥取県告示第408号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項に基づき、介護機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年6月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
有限会社エムア ンドエヌ	広島県広島市西区 南観音町5 - 14	ほのぼのデイサー ビス	米子市両三柳 2300 - 1	通所介護	平成15年7月1日

鳥取県告示第409号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成15年6月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人西伯町 社会福祉協議会	西伯郡西伯町大字法 勝寺331 - 1	西伯町訪問介護事業 所	西伯郡西伯町大字法 勝寺331 - 1	平成15年4月1日
〃	〃	西伯町訪問入浴介護	〃	〃

		事業所		
"	"	西伯町デイサービス センターしあわせ	"	"
"	"	西伯町デイサービス センターふれあい	西伯郡西伯町大字鴨 部1587 - 1	"

鳥取県告示第410号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成15年6月27日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ハウジングランドいない羽合店

東伯郡羽合町大字田後455 - 1

2 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

変更前 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後8時

変更後 開店時刻 午前7時30分 閉店時刻 午後8時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前8時30分から午後8時まで

変更後 午前7時30分から午後8時まで

3 変更年月日

平成15年6月11日

4 届出年月日

平成15年6月16日

5 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、所在地及び代表者の氏名

株式会社いない 代表取締役 稲井 範行

倉吉市河原町1770

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,401m²

(3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 201台

イ 駐輪場の位置及び収容台数

(ア) 位置 6の書類に記載のとおり

(イ) 収容台数 10台

ウ 荷さばき施設の位置及び面積

- (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
- (イ) 面積 218㎡
- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
 - (ア) 位置 6の書類に記載のとおり
 - (イ) 容量 18㎡
- (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - ア 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - (ア) 出入口の数 6か所
 - (イ) 位置 6の書類に記載のとおり
 - イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前7時30分から午後6時まで
- 6 縦覧に供する書類
変更事項届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
平成15年6月27日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220
鳥取県商工労働部経済交流課
倉吉市東巖城町2
鳥取県中部県民局 (平成15年7月1日以降は、鳥取県中部総合事務所県民局)
羽合町大字久留19 - 1
羽合町企画観光課
- 9 意見書の提出
羽合町の区域内に居住する者、羽合町において事業活動を行う者、羽合町の区域をその地区とする商工会その他の羽合町に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。